

令和 8 年 4 月 1 2 日 執行

青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙

立候補の手引

青森県選挙管理委員会

目 次

第1 一般的な注意事項

1	選挙長等	1
2	選挙に関する届出等の時間及び場所	1
3	物品等の交付	1
4	物品等の保管	1

第2 立候補届出手续

1	県議会議員の被選挙権	1
2	立候補の届出	2
3	届出に必要な書類	2
4	その他の届出	4

第3 物品及び証明書類の使用に関する注意

1	候補者に交付する物品・証明書類一覧表	6
2	選挙運動用自動車・船舶表示板	6
3	選挙運動用拡声機表示板	7
4	街頭演説用標旗	7
5	街頭演説用腕章及び選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章	7
6	通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票	7
7	新聞広告掲載証明書	8
8	選挙運動用ビラ証紙	8

第4 特に注意を要する選挙運動

1	選挙事務所	9
2	自動車、船舶及び拡声機の使用	10
3	文書図画の頒布	11
4	インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布	12
5	文書図画の掲示	14
6	ポスター掲示場	15
7	文書図画の撤去義務	16
8	新聞広告	16
9	個人演説会	17
10	街頭演説	20
11	選挙公報	21
12	休憩所等の禁止	26
13	選挙運動ができない者	26
14	地位利用による選挙運動の禁止	27
15	戸別訪問の禁止	28
16	署名運動の禁止	28

第1 一般的な注意事項

1 選挙長等

青森県選挙管理委員会委員長及び選挙長の氏名、選挙長の事務を取り扱う場所は次のとおりです。

- (1) 青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡 真治
- (2) 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙選挙長 加福 孝二
- (3) 各選挙区選挙長事務取扱場所
ア 告示日（4月3日（金））：藤崎町役場3階大会議室
イ 告示日の翌日以降：県庁東棟3階県委員会事務局

2 選挙に関する届出等の時間及び場所

選挙について、選挙管理委員会、選挙長又は開票管理者に対して行うすべての届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間に行わなければならないことになっています（法270）。

県委員会及び選挙長への届出は、告示日（4月3日（金））については上記選挙長事務取扱場所へ、告示日の翌日以降については県委員会事務局へ提出してください。

なお、選挙公報掲載申請書、掲載文及び選挙公営関係書類についても、県庁の県委員会事務局へ提出してください。

3 物品等の交付

立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付物品・証明書類一覧表と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに交付係員に申し出てください。

4 物品等の保管

物品及び証明書類の交付を受けた後、再交付しない物品、証明書等がありますので、紛失、盗難又は毀損のないよう保管に注意してください。

第2 立候補届出手続

1 県議会議員の被選挙権

県議会議員の選挙権のある人（※）で、選挙期日において満25歳以上の人に被選挙権があります（法10①（3））。

※ 県議会議員の選挙権のある人

日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所がある人。また、青森県内の一の市町村の区域内に引き続き3カ月以上住所を有し

ていたことがあり、かつ、その後も引き続き青森県内に住所を有する人。（法 9 ②
③）

2 立候補の届出

立候補の届出には、次の方法があります。

(1) 本人届出（法 8 6 の 4 ①）

候補者となろうとする者が本人自ら届け出ることをいいます。

(2) 推薦届出（法 8 6 の 4 ②）

選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て他人を届け出ることをいいます。

3 届出に必要な書類

届出に必要な書類は、次のとおりです。各々 1 部提出してください。

(1) 本人届出

- ア 青森県議会議員一般選挙候補者届出書（本人届出）（様式 1）
- イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（様式 2）
- ウ 所属党派証明書（無所属で立候補する場合は不要）（様式 3）
- エ 供託証明書
- オ 候補者の戸籍の謄本又は抄本
- カ 候補者の住民票の抄本
- キ 通称認定申請書（通称を使用する場合のみ）（様式 4）

(2) 推薦届出

- ア 青森県議会議員一般選挙候補者届出書（推薦届出）（様式 1）
- イ 候補者推薦届出承諾書（様式 2）
- ウ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（様式 3）
- エ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（様式 4）
- オ 所属党派証明書（無所属で立候補する場合は不要）（様式 5）
- カ 供託証明書
- キ 候補者の戸籍の謄本又は抄本
- ク 候補者の住民票の抄本
- ケ 通称認定申請書（通称を使用する場合のみ）（様式 6）

(3) 留意事項

ア 候補者届出書

(ア) 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）でなければなりません。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表等に記載された文字を使用して届け出ることには差し支えありません。（例えば、濱→浜、澤→沢 等）

(イ) 「本籍」、「住所」及び「生年月日」は、被選挙権の有無の判定上必要となりますので、省略せず正確に書いてください。（本籍、住所の地番は「2 4 6

番地の2」のように算用数字で記載してください。)

生年月日欄のかっこ内には、選挙期日現在の満年齢を記入してください。

(ウ)「党派名」は、自己の属する政党その他の政治団体の名称(2以上の団体に属するときは、いずれか1の団体)を記載してください。

この名称とは、候補者届出書に添付する所属党派証明書の政党その他の政治団体の名称です。

したがって所属党派証明書を有しない者は、党派名に「無所属」と記載してください。

(エ)「職業」は、会社役員、政党役員、農業、無職のように記載してください。

なお、候補者届出書様式が改正され、青森県議会議員と兼ねることができない職(市町村長、市町村議会議員など)にある者については、「青森県議会議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄にその職名を記載することとなったので、留意してください。

また、地方自治法第92条の2に規定する県との請負関係にある者についてはその旨を、必ず記載してください。

(オ)「青森県議会議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄には、「何々市議会議員」、「〇〇町長」、「何々市何々委員」のように詳細に記入してください。なお、青森県議会議員と兼ねることができない職にない者については、本欄を空欄とするか斜線を付してください。

※ 「職業」欄と「青森県議会議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄に同じ職名が記載されることはあり得ないので、御注意ください。

イ 供託証明書

(ア)「供託証明書」は、供託した際に、供託した法務局若しくは地方法務局又はその支局から発行されます。供託金額は60万円で、現金60万円又は額面60万円の国債証書を供託しなければなりません(法92①(3))。

(イ)供託をすべき者は、立候補をしようとする者、すなわち候補者本人か推薦届出人です。したがって、①本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義で、②推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で供託することが必要です。

(ウ)供託する際に法務局等において供託書に記載する候補者の氏名は、立候補者の本名(戸籍簿に記載された氏名)を記載しなければなりません。推薦届出の場合でも供託書の「供託の原因たる事実」欄に、候補者の本名を記載しなければなりませんので御注意ください。

※ 供託書には、戸籍名の一部を平仮名で記載したり、通称を記載したりすることのないようにしてください。

ウ 戸籍の謄本又は抄本

戸籍の謄本又は抄本は、なるべく最近のものを添付してください。

エ 通称認定申請書

(ア)立候補届出の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示に当該候補者の氏名が記載され、又は使用される場合に、本名(戸籍名)に代えて

本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該候補者の承諾を得て、立候補の届出と同時に選挙長に申請しなければなりません（令 89⑤・88⑧）。

(イ) 申請に際しては、選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料（葉書、名刺、著書等）を提示しなければなりません。

(ウ) 戸籍簿に記載された氏名を通常の見方にしたがって、ひらがな又はカタカナ書きとする場合にも申請しなければなりませんが、説明及び資料の提示は必要ありません。

(4) その他

ア 立候補届出書及び添付書類については、4月1日（水）までの執務時間内に事前審査を行いますので、所要の事項を全部正確に記載して、県委員会事務局に持参してください。なお、事前審査においでになる際は、あらかじめ時間について予約をされるようお願いいたします。

イ 事前審査を受けない場合、立候補届出当日不備があるときは、選挙長が届出を却下することもありますので、注意してください。

ウ 候補者届出書等への押印は、次の場合省略することができます。

(ア) 候補者本人又は推薦届出者本人の署名がある場合

(イ) 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合であって、本人確認書類の提示又は提出を行う場合

(ウ) 代理人が届け出る場合であって、代理人証明書（参考様式）を提示又は提出の上、当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行う場合

エ 立候補届出の日時は、告示日の午前8時30分から午後5時までです。なお、立候補届出の受付において、午前8時30分前までに到着した方が2人以上いる場合は、くじにより受付順を決定します。

オ 立候補届出受付は、P1の告示日における選挙長事務取扱場所（藤崎町役場3階大会議室）で行います。

4 その他の届出

(1) 立候補の辞退届出

立候補の辞退は、告示日の午後5時までに、候補者が文書で選挙長に届出をしなければなりません。

(2) 立候補届出事項の異動届出

立候補の届出事項に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出てください。

(3) 出納責任者、選挙事務所及び選挙運動に使用する者の届出

ア 出納責任者選任届等

後述する出納責任者及び出納責任者の職務代行者の項（P30）を参照してく

ださい。

イ 選挙事務所設置届出書等

後述する選挙事務所の項（P 9）を参照してください。

ウ 選挙運動に使用する者の届出

後述する選挙運動員又は労務者に対する実費弁償又は報酬の支給の項（P 33）を参照してください。

（４）選挙立会人となるべき者の届出

ア 選挙立会人となるべき者は、当該選挙の選挙権を有する者でなければなりません。

イ 届出先は、選挙長で、届出期限は、選挙期日前3日（4月9日（木））の午後5時までです。届出は任意ですが、常に（推薦届出の場合でも）候補者が届出することになっています。

ウ 届出の際には、選挙立会人となるべき者の承諾書を添付しなければなりません。

（５）開票立会人となるべき者の届出

ア 開票立会人となるべき者は、開票区内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

イ 届出先は、藤崎町選挙管理委員会及び田舎館村選挙管理委員会で、届出期限は、選挙期日前3日（4月9日（木））の午後5時までです。届出は任意ですが、常に（推薦届出の場合でも）候補者が届出することになっています。

ウ 届出の際には、開票立会人となるべき者の承諾書を添付しなければなりません。

第3 物品及び証明書類の使用に関する注意

1 候補者に交付する物品・証明書類一覧表

立候補届出の際に、次の物品・証明書類を交付します。

交付物品・証明書の種類	数量	交付者	使用の目的	摘要
選挙運動用自動車・船舶表示板	1	県委員会	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲出する。	自動車、船舶につきどちらか1を選択使用できる。
選挙運動用拡声機表示板	1	県委員会	拡声機送話口の下部に常時掲出する。	
街頭演説用標旗	1	県委員会	街頭演説の場合に掲出する。	
選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章	4	県委員会	候補者、運転手1名及び船員以外の者が乗車(船)中着用する。	
街頭演説用腕章	11	県委員会	街頭演説に従事する者が着用する。	1標旗の下に自動車・船舶乗車船用腕章を通じて15以内に限る。
候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙長	無料葉書の交付を受け、又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合、郵便局に提示する。	通常葉書8,000枚
選挙運動用通常葉書差出票	40	選挙長	選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときに添付する。	郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口差し出すこと。1枚の差出票により、200枚の葉書を差し出すことができる。
新聞広告掲載証明書(新聞広告掲載承諾通知書)	2	選挙長	希望する新聞社に提出し、有料で2回広告を掲載できる。	横9.6cm、縦2段組以内記事下に限る。色刷りは認められない。
選挙運動用ビラ証紙	16,000枚	県委員会	選挙運動用ビラに貼付する。	頒布できるビラ：16,000枚

2 選挙運動用自動車・船舶表示板

(1) この表示板は、選挙運動用自動車(船舶)の冷却器等の前面に、当該自動車(船舶)の使用時、常時掲出しておかなければなりません。

(2) 万一、表示板が盗難、紛失又は毀損をし、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請等の手続をとる必要があります。

なお、盗難又は紛失による場合は再交付申請書に紛失届出をした警察署名及び当

該警察署へ届け出た年月日を記載し、毀損による場合は毀損した表示板を添えることになっています。

- (3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、道路交通法等取締法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

3 選挙運動用拡声機表示板

(1) この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に、使用中、常時掲出しておかなければなりません。

(2) 再交付の手続は、2の(2)を参照してください。

4 街頭演説用標旗

(1) 街頭演説の回数は制限されていませんが、街頭演説を行うためには、必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。

(2) 再交付の手続は、2の(2)を参照してください。

5 街頭演説用腕章及び選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章

(1) 街頭演説用腕章は、県委員会から1枚交付されますが、これと同時に選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章が4枚交付されます。この場合、乗車船用腕章は、街頭演説の際にも使用することができます。

(2) 再交付の手続は、2の(2)を参照してください。

6 通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票

(1) この証明書を選挙運動期間中に県内の主要郵便局（青森中央郵便局、青森西郵便局、弘前郵便局、八戸郵便局、八戸西郵便局、五所川原郵便局、十和田郵便局、三沢郵便局、むつ郵便局及び野辺地郵便局のいずれか）に提出すれば、候補者1人につき8,000枚の「選挙用」の表示をしてある無料葉書が交付されます。

また、手持ちの私製葉書又は郵便葉書を用いる場合には、「選挙用」の表示を受けるためにこの証明書の提出を必要とします。

(2) この証明書の交付欄は数欄に分けてありますので、無料葉書の交付又は手持ち葉書の表示は、数回に分けて受けることができます。

(3) 無料葉書の全部又は一部の交付を受けないときは、その交付を受けない枚数の範囲内で、手持ちの私製葉書又は郵便葉書を使用できます。

なお、この場合でも、使用できるのは、候補者が使用できる範囲内の枚数に限られ、また、前記(1)の「選挙用」の表示を受けなければなりません。

(4) 手持ちの私製葉書又は郵便葉書の購入に要した費用は、選挙運動費用に算入されます。

(5) 葉書の発送は、必ず郵便局の窓口に出さなければなりません。この場合、選

挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すことが必要です。

なお、葉書を郵送によらず毎戸に配布したり、選挙人に路上で手渡したりすることはできません。

- (6) 選挙運動用通常葉書の頒布は、選挙運動が選挙期日の前日までしかできないことになっていきますので、少なくとも投票日の前日（4月11日（土））までに宛先に到着するようにしなければなりません。
- (7) 選挙用の表示を受けた葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は毀損したものについては、その枚数に限って手持ちの葉書を代えて使用することができます。この場合、選挙用の表示を受けた郵便局に手持ちの葉書を提出して、「選挙用」である旨の表示を受けなければなりません。無料葉書の再交付を受けることはできません。書き損じの葉書は、日本郵便（株）において選挙運動の期間中保管することとなっています。

7 新聞広告掲載証明書

- (1) 新聞広告をしようとするときは、この証明書を掲載を希望する新聞社に広告原稿を添えて提出すれば、有料で新聞広告をすることができます。

広告の時期は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日まで）でなければなりません。新聞によっては相当日数の余裕をもって申し込まなければ、自己の希望する箇所に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定（掲載期日、朝夕刊の別）を新聞社と契約しておく必要があります。

- (2) 新聞広告は2回に限られています。1回当たりのスペースは横9.6cm、縦2段組以内で、広告の場所は記事下、色刷りは認められていません。

- (3) 掲載の手続

候補者は、新聞広告をしようとするときは、「新聞広告掲載証明書」を新聞広告をしようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出しなければなりません。

- (4) 広告の記載内容は自由であって、候補者等の写真、政見等はもとより差し支えなく、スペースを考えて広告原稿を作成する必要があります。

8 選挙運動用ビラ証紙

選挙運動用ビラは、候補者1人について、県委員会に届け出た2種類以内のものに限られ、16,000枚まで頒布することができますが、このビラには県委員会が交付する証紙（ビラ証紙：縦1.3cm×横1.8cm）を貼らなければ頒布することができないことになっています。

ビラ証紙は立候補届出を受理後に交付します。

第4 特に注意を要する選挙運動

公職選挙法に違反して選挙運動を行い罰金刑又は拘禁刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権が停止される場合があるので、十分注意してください（法252①②）。

1 選挙事務所

(1) 選挙事務所の設置

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。したがって、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いていても、その実態が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合には、選挙事務所と認められます。

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あるときはその代表者）に限られます（法130①（4））。

ア 設置できる選挙事務所の数（法131①（5））

1箇所を超えることはできません。

イ 選挙事務所を設置したときの手続（法130②、令108①②）

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で県委員会及び選挙事務所が設置された町村委員会に届け出なければなりません。

届出の内容は、以下のとおりです。

(ア) 選挙事務所の所在地・電話番号

(イ) 選挙事務所の設置年月日

(ウ) 候補者の氏名

(エ) 設置者の氏名（立候補届出が本人届出の場合には候補者、推薦届出の場合には推薦届出者）ですが、設置者が推薦届出者であるときは、さらに次の文書を添付しなければなりません。

a 選挙事務所を設置することを候補者が承諾した旨の文書

b 推薦届出者が数人いるときは、その代表者である旨の文書

(2) 選挙事務所の異動（法130②・131②、令108③）

一度設置した選挙事務所を移転（異動）し、又は廃止することは1日につき1回限り自由に行うことができます。この場合でも文書で県委員会及び新旧選挙事務所所在地の市町村委員会に届け出なければなりません。

ただし、選挙管理委員会から閉鎖を命じられたり、立候補を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されるようなときは、この届出を要しません。

異動することができる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

(3) 選挙事務所を表示する方法（143①（1）⑤⑦⑨⑩）

選挙事務所には、その表示のために次のものを掲示することができます。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規格

(ア) ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cmを超えてはなり

ません。縦を横にすることは自由です。

(イ) ちょうちんの類は、高さ 85 cm、直径 45 cm を超えてはなりません。

ウ 数量

ポスター、立札及び看板の類は通じて 3 以内、別にちょうちんの類は 1 個に限られています。

エ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり候補者の写真や画像等を貼りつけることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日における設置場所 (法 132)

選挙事務所の設置場所は別段の制限がなく、選挙当日でも設置しておくことが認められます。ただし、選挙当日には、投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から（入口が 2 箇所以上あるときは、そのいずれからも）300 m 以内（直線距離で測る。）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は 300 m 外の区域に移転させなければなりません。なお、この場合は、異動（又は廃止）届が必要です。

(5) 選挙事務所内で頒布できる文書図画

県委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。このビラは、県委員会が交付した証紙を貼らなければ頒布することはできません（法 142①⑦、令 109 の 6（3））。

2 自動車、船舶及び拡声機の使用

(1) 自動車、船舶及び拡声器の数 (法 141①)

ア 自動車 1 台又は船舶 1 隻及び拡声機 1 そろいを選挙運動のために使用することができます（法 141①）。（法改正により、その構造上宣伝を主たる目的とする自動車も使用可能となりました。）

イ 自動車又は船舶及び拡声機には、県委員会が交付する表示板を掲示しなければなりません。

なお、拡声機については、これ以外に個人演説会又は幕間演説の開催中、その会場において別に 1 そろい使うことができ、これには表示板を掲示する必要はありません（法 141①⑤）。

(2) 使用できる自動車 (法 141⑥)

法改正により車種の制限が緩和され、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満のものに限られることとなりました。なお、これらの規格は、普通自動車運転免許で運転することができる普通自動車の乗車定員、車両総重量の要件と一致しているものです。

(3) 自動車等の乗車制限 (法141の2)

ア 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、自動車1台又は船舶1隻について候補者、運転手(1名)及び船員(人数の制限はない)を除き4人を超えてはなりません。

イ アの乗車又は乗船する者(候補者、運転手及び船員を除く。)は、県委員会が交付する腕章を着けなければなりません。

(4) 車上の選挙運動の禁止 (法141の3)

選挙運動のために使用する自動車の上においては、選挙運動をすることができません。

ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間に走行中の自動車(船舶)の上において連呼行為をすることは例外的に認められています(法141の3ただし書・140の2①ただし書)。

(5) 自動車の使用の公営 (法141⑧)

供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額(別添資料参照)の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができます。

3 文書図画の頒布

選挙運動のために頒布する文書図画は、通常葉書及び選挙運動用ビラのみ認められています(法142①)。

(1) 通常葉書

ア 頒布できる枚数

候補者1人について、8,000枚です(法142①(4))。

イ 記載事項等

通常葉書の記載内容に制限はありませんので、候補者の写真を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項(例えば、悪質な誹謗中傷等の刑法に規定する名誉棄損罪や侮辱罪等に抵触する事項及び公職選挙法に規定する虚偽事項の公表罪・利益供与罪・利害誘導罪等に抵触する記事)を掲載することはできません。また、色刷りについても制限はありません。

ウ 頒布期限

通常葉書の頒布は、少なくとも選挙期日の前日までに宛先に到着するようにしなければなりません。

エ その他

会社、工場等の選挙人の多数集合していると認められるところに対し、個人の氏名を記載せず「〇〇御中」や「〇〇会社御一同様」と記載し郵送することは、回覧、掲示等の方法によらなければその内容を伝えられないことから、文書の回覧、掲示の禁止に触れることとなるので、できません(法142⑫)。

(2) 選挙運動用ビラ

ア 頒布できる枚数

候補者1人について、2種類以内で、枚数は16,000枚です。

この選挙運動用ビラは、あらかじめ頒布しようとする2種類以内のビラの見本を添えて県委員会に届け出なければなりません（法142①（4）、規程90①）。

イ 規格、記載事項等

- (ア) 選挙運動用のビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm（A4判）を超えることができません（法142⑧）。なお、紙質については制限はありません。
- (イ) 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません（法142⑨）。

<記載例>

- ・ 印刷者：〇〇印刷株式会社 青森市〇〇1丁目1番1号
 - ・ 頒布責任者：青森花子 青森市××2丁目2番2号
- ※ 頒布責任者は、自然人（個人）でなければなりません。

- (ウ) その他選挙運動用ビラに記載内容に制限はありませんので、候補者の写真を掲載することも、直接投票依頼の文言を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項（例えば、悪質な誹謗中傷等の刑法に規定する名誉棄損罪や侮辱罪等に抵触する事項及び公職選挙法に規定する虚偽事項の公表罪・利益供与罪・利害誘導罪等に抵触する記事）を掲載することはできません。また、色刷りについても制限はありません。

ウ 頒布方法

- (ア) 新聞折込みによる頒布（法142⑥）

通常的一般紙（機関紙、業界紙）における新聞折込のように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む頒布方法のことをいいます。なお、各戸に無差別に無料で配布されるフリーペーパーのような新聞に折り込むことはできません。

- (イ) 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6（3））

エ 証紙の貼付け

選挙運動用ビラは、県委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません（法142⑦）。

なお、ビラ証紙は、立候補届出受理後に交付します。（事前交付は実施しません。）

オ ビラの作成の公営（法142⑩）

供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額（別添資料参照）の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができます。

4 インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布

法142①の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます（法142の3・142の

4)。

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法※により、選挙運動を行うことができます（法142の3①）。

※ ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS（X、Facebook等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（ニコニコ動画の生放送等）等です。

イ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません（法142の3③・142の5①）。

ウ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます（法142の3②）。

ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません（法129）。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができます（法142の4①）。

イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等、一定の制限があります（法142の4②）。

ウ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません（法142の4⑤）。

エ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければなりません（法142の4⑦・142の5②）。

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただし、確認団体は、選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます（法142の6）。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為

選挙の期日後において、選挙人にあいさつする目的で、インターネット等を利用して文書図画を頒布することができます（法178（2））。

5 文書図画の掲示

(1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①（1）⑦⑨⑩）

掲示できる数、規格等については、前記1（3）（P9）を参照してください。

イ 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①（2）⑨⑩）

ちょうちんの類は1個に限られますが、ポスター、立札及び看板の類は、選挙運動用自動車に取り付けて使用する限り、数や記載内容の制限はありません。

規格は、ポスター、立札及び看板の類は縦273cm、横73cm、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cmを超えることはできません。

ウ 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類

特に制限はありません。

エ 個人演説会において、演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①（4）⑧⑨⑩）

（ア）ポスター、立札及び看板の類

演説会場内に掲示する数には制限はありませんが、演説会場の外に掲示する数については、会場ごとに通じて2を超えることができません。

また、演説会場内に掲示するポスター、立札及び看板の類については規格の制限はありませんが、演説会場の外に掲示するポスター、立札及び看板の類については縦273cm、横73cmを超えることができません。

（イ）ちょうちんの類

演説会場ごとに1個に限られ、演説会場の内外を問いません。また、ちょうちんの類の大きさは、高さ85cm、直径45cmを超えることができません。

オ 屋内の個人演説会場内における映写等の類（法143①（4の2））

屋内の演説会場内においては、その演説会の開催中映像等の類を掲示することができます。

カ 選挙運動のために使用するポスター（法143①（5））

（ア）規格は、長さ42cm、幅40cmを超えることができません（法143⑬。幅は従前（30cm）よりも10cm拡大されました。）。

（イ）作成する場合の、紙質、色彩についての制限はありませんが、記載内容については、以下の制限があるほか、虚偽事項、利害誘導事項の記載については罰則が設けられていますので、注意してください。

① ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（法人であるときは名称）を記載しなければならないこと（法144⑤）。

<記載例>

- ・ 印刷者：〇〇印刷株式会社 青森市〇〇1丁目1番1号
- ・ 掲示責任者：青森花子 青森市××2丁目2番2号
- ※ 掲示責任者は、自然人（個人）でなければなりません。

② また、ポスターの表面には、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならないこと（法144の4の2①）。

③ ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷付け若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙運動用ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと（法144の4の2②。品位保持規定。）。

なお、選挙運動用ポスターにおいて特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者には、罰則が設けられておりますので注意してください（法235の3②）。

<品位保持規定について>

品位保持規定は、議員立法による改正で設けられたものであり、候補者に対して品位を損なう記載をしないよう自覚を促すことを目的としていることから、候補者におかれましては、品位保持規定が設けられた趣旨を踏まえ、候補者としての責任を全うして下さるようお願いいたします。

※ 国会審議において、選挙管理委員会は、ポスターの内容については審査しないこととされています。

(ウ) 検印を受け又は証紙を貼る必要はありません。

(エ) 掲示できる場所は、市町村委員会が設置するポスター掲示場に限られ、そのポスター掲示場ごとに候補者1人につき1枚に限り掲示するほかは、掲示することができません（法144④、法144の2⑧、ポスター条例）。

(オ) 供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額（別添資料参照）の範囲内で無料で選挙運動用ポスターを作成できます。

(2) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライド、その他の方法による映写等の類（上記オの場合を除く。）を掲示することはできません（法143②）。

6 ポスター掲示場

市町村委員会は、投票区ごとに政令で定める基準に従い、ポスター掲示場を公衆の見やすい場所に設置し、その設置場所を告示することになっています（法144の2⑧⑨⑩、令111、ポスター条例1）。その告示の写しは、各市町村委員会で各候補者に交付する分を用意していますので、当該委員会から交付を受けてください。

(1) ポスター掲示場数

120箇所（内訳：藤崎町74、田舎館村46）

(2) ポスター掲示場の掲示面の区画数

6区画

(3) ポスターを掲示する場所

掲示面の区画に番号を付していますので、立候補届出受理番号と同一の番号の箇所に1枚掲示してください。なお、ポスター掲示場の材質は下記のとおりですので、以下の貼付可能な方法により、ポスターを貼り付けてください。

※ ポスター掲示場の材質：S Tボード（藤崎町、田舎館村共通）

※ 貼付可能な方法：のり、両面テープ、画鋏

7 文書図画の撤去義務（法143の2）

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用したもの並びに演説会場においてその演説会の開催中を使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車若しくは船舶を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

8 新聞広告

(1) 候補者は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日までの間）、2回に限り、定められた寸法（横9.6cm、縦2段組以内）で選挙運動のための新聞広告をすることができます。この場合、その場所は記事下に限られ、色刷りは認められていません。

記載内容は自由であって、候補者の写真や政見等のもとより、第三者の推薦文を入れることも差し支えありません。また、同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます（法149④、規則19）。

(2) 掲載の手続

候補者は、新聞広告をしようとするときは、選挙長が立候補の受付をした際に交付する「新聞広告掲載証明書」を新聞広告を掲載しようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出しなければなりません（規程100）。

(3) 広告を掲載した新聞の頒布の方法等

広告を掲載した新聞は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法で、かつ、有償で頒布し、又は県委員会が指定する場所に掲示する以外は頒布又は掲示することができません（法149⑤）。

※ 県委員会が指定する場所（規程99①・101）

① 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所その他の事務所）及び販売店の店頭等で、当該新聞を掲示することを常例としている場所

② 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行

する機関紙については、その本部、支部及びその他の事務所で、当該新聞を掲示することを常例とする場所

③ いわゆる業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例とする場所

(4) 新聞広告は、**有料**で行うこととなります(公費負担はありません) (法149④⑥)。

9 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、候補者への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会をいいます。

(1) 開催方法等

ア 個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とに区分されます。

(ア) 公営施設使用の個人演説会 (法161①・164、令119③)

次の公営施設を使用して開催することができます。

- a 学校(注1)及び公民館(注2)
- b 地方公共団体の管理に属する公会堂
- c 上記のほか市町村委員会が指定する施設

これらの公営施設使用の申出があった場合は、その管理者において演説会の開催に必要な設備(照明設備、演壇、聴衆席等)がなされることとなっており、また、公営施設の使用について、同一施設ごとに1回に限り無料です。したがって、同一施設については2回目から、あらかじめ費用を納付する必要があります。

なお、施設の管理者がする設備のほかに、候補者が自己負担で他の必要な設備をすることは認められています。

(注1) 学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園をいい、国立、公立、私立の別を問いません。小学校の分校は、独立の学校として扱われます。

(注2) 公民館とは、社会教育法第21条に規定する公民館であって、市町村又は公民館設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人が設置したものをいいます。地区等の集会の用に充てるため公民館の呼称をもって設けられた地区所有等の施設は、ここにいう公民館ではありません。

(イ) その他の施設使用の個人演説会等 (法161の2)

使用できる施設は、前記(ア)に掲げるもの以外のもので、例えば、個人の住宅、神社、寺院、劇場等ですが、国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物は、公営施設使用の個人演説会の場合以外は使用できませんので注意してください。

イ 個人演説会等の開催手続

(ア) 公営施設を使用する場合 (法163、令112、規程121)

- a 候補者は、個人演説会を開催しようとするときは、開催すべき日前2日まで(前々日の午後5時まで)に県委員会があらかじめ配付する「個人演説会開催申出書」に必要事項を記載し、開催地の市町村委員会に申し出なければなりません。(したがって、告示日及びその翌日は、公営施設を使用した個人演説会を開催できません。なお、告示日前の候補者となっていない時点において、公営施設使用の個人演説会の開催申出の予約はできない(告示日前の予約はできない)こととされています。)

この場合、同一の施設につき同時に2以上の開催の申出をしたり、使用日の経過しないうちに新たな申出をすることはできないことになっています。

市町村委員会はこの申出があると、他の候補者からの申出と競合することがないかどうかを確認し、競合しない場合は、直ちにその施設の管理者に通知します。(個人演説会を開催できないとされた場合は、その旨、候補者に通知されます。)

施設の管理者は、その通知に基づき施設の使用の可否を決定し、市町村委員会及び申出をした候補者に通知します。

候補者又はその代理人は、施設の管理者に当該通知書を提示して、個人演説会を開催することとなります。

b 費用の納付と施設の無料使用

- (a) 開催できる旨の通知を施設の管理者から受けたときは、次の(b)の場合を除き施設の使用のために必要な費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません(令120)。
- (b) 公営施設を使用する場合は、候補者1人につき、同一施設(設備を含む。)ごとに1回に限り無料とされます(法164)。
- (c) 上記のほか、開催手続の細目は、市町村委員会の定めるところに従わなければなりません。

(イ) その他の施設を使用する場合 (法161の2)

候補者又はその代理人は、公営施設以外の施設(民間の施設のことをいいます。)を使用して個人演説会等を開催しようとする場合は、会場使用の可否、費用等については、所有者あるいは管理者等と交渉して、立候補の届出をした日から個人演説会等を開くことができます。

(2) 開催に当たっての制限等

ア 開催上の注意

公営施設以外の施設では、「建物その他の施設の構内を含む」ものとされているので、工場の空地、私立学校の校庭、玄関先、ビルの中庭等を使用する場合も個人演説会となります。

ただし、何ら施設のない所、例えば路地等では個人演説会を開催できず、もし開催すれば街頭演説になり、法164の5の規定に従わなければなりません。

イ 他の演説会の禁止 (法164の3)

選挙運動のためにする演説会は、法の規定によって行う個人演説会を除くほかは、いかなる名目によっても開催することはできません。候補者以外の者が主催して合同演説会を開催することは、禁止行為に該当するものとみなされますので十分注意してください。

ウ 他の選挙の投票日における制限（法165の2）

当該選挙の選挙期間中に他の選挙の投票が行われる場合は、その選挙の投票当日は、その投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から300m以内（直線距離で測ります。）の区域では、午前0時から投票所を閉じる時刻までの間は、個人演説会を開くことができません。（街頭演説及び連呼行為の場合も同じ。）

エ 公営施設の使用制限（令116）

個人演説会に使用される公営施設は、次のような場合には使用することができません。

(ア) 学校の場合は、授業、研究又は諸行事に支障がある場合

(イ) 学校以外の施設の場合は、業務又は諸行事に支障がある場合

オ 個人演説会の会場の制限（法166）

何人も次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名目によっても個人演説会を開催することができません。ただし、(ア)の建物において公営施設使用の個人演説会を開催する場合は、この制限はありません。

(ア) 国、地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）

(イ) 自動車、電車、バス、船舶（選挙運動に使用する場合の船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内

(ウ) 病院、診療所その他の療養施設

(注) その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設です。あんま、はり、灸等の施設は含まれませんが、アフターケア、助産所等の施設は含まれるものと解されています。

カ 演説できる者及び開催時間（法162・164の4、令112③）

(ア) 個人演説会の開催者は候補者ですが、演説をする者には制限がありません。

したがって、個人演説会において候補者以外の者が演説をする場合、その場所に候補者が現にいないことが必要ではないばかりか、候補者が全く個人演説会に出席しなくても差し支えありません。また、候補者の演説を吹き込んだ録音盤（テープ・レコーダー等を含む。）を使用することも許されています。

(イ) 開催時間は、公営施設を使用する場合は、1回について5時間を超えることができませんが、公営施設以外の施設の場合は制限がありません。

キ 個人演説会において用いる文書図画（法143①（4）（4の2）⑧、令110）

(ア) ポスター、立札及び看板の類

演説会場内に掲示する数は制限がありませんが、演説会場外では、会場ごとに通じて2を超えて掲示することができません。

これらの掲示物の規格は、演説会場内では制限はありませんが、演説会場外では縦273cm、横73cmを超えてはなりません。

(イ) ちょうちんの類

演説会場ごとに1個に限られ、演説会場内外を問いません。

規格は、高さ85cm、直径45cmを超えてはなりません。

また、(ア)及び(イ)について、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならないことになっています(令125の2)。

(ウ) 映写等の類

屋内の演説会場内において、その演説会の開催中映写等の類を掲示することができます。

(エ) 選挙運動用ビラ

個人演説会の会場内では、選挙運動用ビラを頒布することができます。なお、選挙運動用ビラは、県委員会から交付された証紙を貼らなければ頒布することができません(法142①(4)・⑥・⑦、令109の6(3))。

ク 個人演説会における連呼 (法140の2①)

選挙運動における連呼は、原則として禁止されていますが、個人演説会の会場では許されます。しかし、この場合でも個人演説会の会場内の聴衆に向かって会場内で行うことが要件ですから、窓や入口で外に向かって連呼するようなことはできません。

(3) 公営施設の損害賠償 (令122)

候補者又は選挙運動員が、個人演説会の施設又は設備を損傷したときは、候補者がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければなりません。

10 街頭演説

(1) 街頭演説は、立候補届出の際に県委員会が交付する標旗を掲げて、演説者がその場所にとどまって、又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。したがって、移動しながらの演説及び走行中の自動車上からの演説はできません(法164の5①(1))。

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができません。(法164の6①) また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません(法164の6③)。

(3) 街頭演説の場合の選挙運動員等の制限

ア 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはなりません。(運転手(選挙運動に使用される自動車1台につき1人に限る。)及び船員を除く。)(法164の7①)。

イ 街頭演説において選挙運動に従事する者は、県委員会が交付する腕章を着けなければなりません(法164の7②)。

ウ 街頭演説用腕章は、選挙運動用自動車又は船舶に乗車(船)できる者が着用する乗車(船)用腕章をそのまま街頭演説用腕章として使用することができることとされていますので、その分(4人分)を除いた11枚が県委員会から候補者に交付されます(法141の2、法164の7②)。

- エ 街頭演説をする場所では、その場所に停止している選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については掲示することができますが、これら以外のポスター、立札及び看板の類は掲示することができません（法143①（2））。
- オ 街頭演説の場所では、県委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます（法142①（4）、令109の6①（3））。
- カ 街頭演説の場所においては、連呼行為をすることができることとなっていますが、演説の直前、直後又はその開催中において連呼する場合であって、連呼が主体である場合は認められません（法140の2①ただし書）。
- キ 街頭演説においては、選挙運動のため録音盤（テープ・レコーダー等を含む。）を使用して演説をすることができます（法164の4）。
- ク 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないことになっています（法164の6②において準用する法140の2②）。

11 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名（選挙長から通称認定書を交付されている場合は、その認定書に記載されている通称。以下同じ。）、経歴、政見等を選挙人に周知させるために1回発行されます。掲載文は候補者が提出し、県委員会が印刷配布することになっています（公報発行条例2）。

（1）掲載事項

選挙公報に掲載される事項は、候補者の氏名又は通称、経歴、政見及び写真です。

（2）掲載申請の手続及び留意事項（公報発行条例3①）

選挙公報掲載文及び写真については、紙で提出する方法及び電子データで提出する方法があります。

告示日の午後5時までに掲載申請をしない場合は、選挙公報に掲載されないこととなりますので、注意してください（選挙公報掲載申請書の提出がなく、掲載文のみを提出しても、掲載申請をしたことにはなりません）。

ア 紙で提出する場合

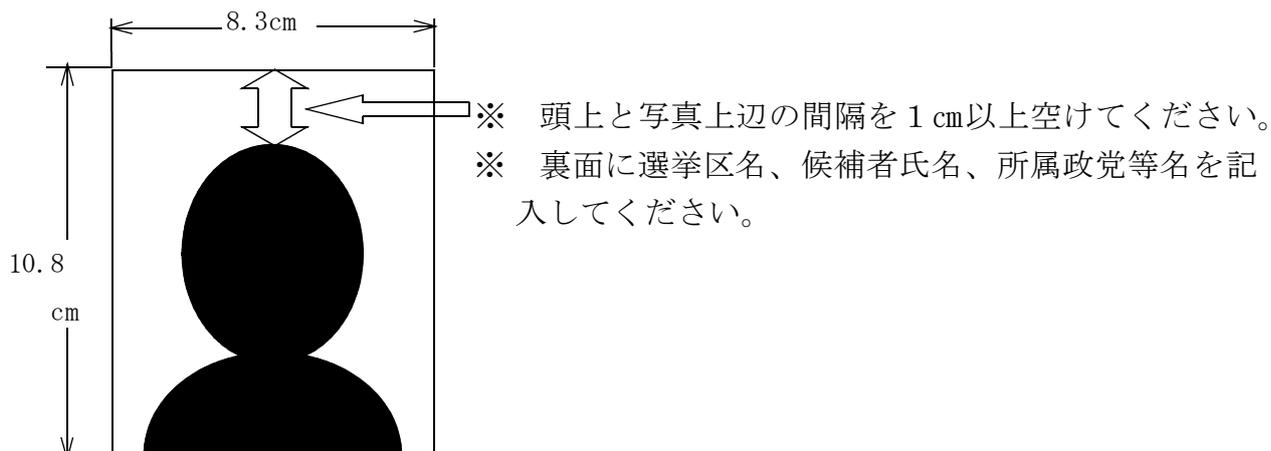
①選挙公報掲載申請書、②掲載文、③写真1枚（無帽・正面向きで胸部まで写っている手札型（縦10.8cm、横8.3cm）のもの）を、県委員会に提出してください。（掲載文（原稿用紙）は、折り目やしみをつけないよう、原稿用紙交付時の封筒に入れて提出してください。）なお、提出された掲載文等は返却しませんので、御留意ください。

※写真に関する留意事項

- ・ 写真の裏面には、選挙区名、候補者氏名及び所属政党・政治団体名を記載してください。

- ・ 写真は、原稿用紙に貼り付けしないでください。
- ・ 写真は、白黒で印画紙にプリントしたものを提出してください（選挙公報は白黒で印刷するため、カラー写真だと不鮮明となるおそれがあります）。
- ・ 写真の頭上と写真上辺の間は1 cm以上間隔を空けてください。また、なるべく新しい写真を使用してください。
- ・ 写真は縮小して選挙公報に掲載しますが、縮小に際して適宜トリミングさせていただきます。

<提出する写真のイメージ>



イ 電子データで提出する場合

①選挙公報掲載申請書（紙）、②必要データが入ったCD-R（立候補予定者説明会で配布したものに限る。）、③確認作業用選挙公報原稿（紙に原寸大で印刷したもの）を、県委員会に提出してください。なお、提出されたCD-R等は返却しませんので、御留意ください。

※CD-Rに関する留意事項

1) 共通事項

- ・ CD-Rには、選挙区名、候補者の氏名及び所属政党・政治団体名を記載してください。
- ・ CD-Rには、①印刷用選挙公報原稿データ（PDF/X-1 a形式（原稿すべてがアウトライン化されたPDF））、②候補者写真データ（JPEG形式）、③音声読み上げ対応用選挙公報原稿データ（PDF/X-1 a形式（音声読み上げに対応するため、原稿用紙の枠内（写真欄、氏名欄、政見欄）のみアウトライン化されていないPDF））を入れてください（③の提出は任意です）。
- ・ データに不具合等が生じた場合の連絡先及び担当者については、必ずお知らせください。
- ・ 選挙公報原稿データに記録する連絡先は、音声読み上げ用ファイルを県選管ホームページに掲載することから、原則として選挙事務所の連絡先とし、

個人の携帯電話番号等は記載しないように御留意ください。

2) 印刷用選挙公報原稿データ

- ・ 立候補予定者説明会で配布したCD-Rには予め、形式が異なる3種類（ai形式、psd形式、PDF/X-1a形式）の選挙公報掲載文原稿用紙ファイルが保存されています。選挙公報原稿データは、必ず、同ファイルに記録してください。なお、3種類のファイルの内容は同一であり、どの形式のファイルを使用しても結構です（原稿用紙ファイルの枠の大きさは、印刷する選挙公報の掲載面積と同一ですので、絶対に変更しないでください）。
- ・ 氏名欄及び政見欄を作成し、写真欄はそのままとしてください（写真欄に写真データを貼り付ける必要はありません）。
- ・ 選挙公報掲載文は、選挙公報印刷業者（新聞社）において印刷するため、入稿するファイル形式に制約があります。Adobe Illustrator又はAdobe PhotoshopのCCのソフトを用いて作成し、PDF/X-1a形式で保存し、原稿全てをアウトライン化してください（Word、Excel、PowerPoint等のソフトは使用することができません）。
- ・ 画像解像度はグレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨します。
- ・ ファイル名は「R08県議南郡補選_選挙公報原稿（候補者氏名）.pdf」としてください。

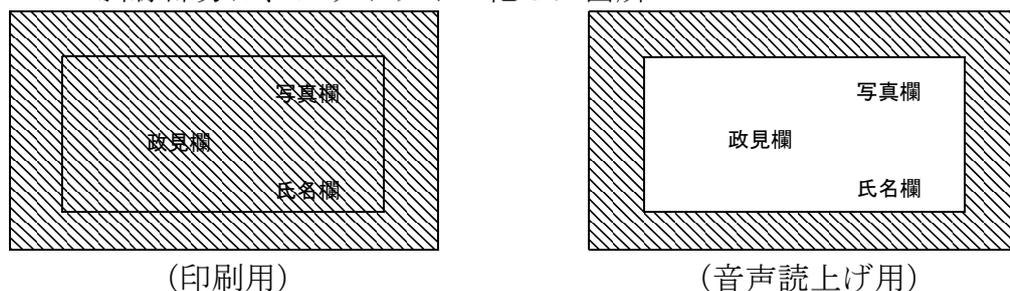
3) 候補者写真データ

- ・ 候補者写真データは、JPEG形式としてください。
- ・ ファイルサイズは1MB以上であれば結構ですが、可能な限り、加工・縮小せず、そのまま提出してください。なお、解像度は350dpiを推奨します。
- ・ ファイル名は「R08県議南郡補選_選挙公報写真（候補者氏名）.jpg」としてください。
- ・ 候補者写真データを選挙公報原稿データに貼り付ける必要はありません。

4) 音声読み上げ対応用選挙公報原稿データ（提出任意）

- ・ 選挙公報掲載文の電子データを県選管のホームページに掲載した際に、音声読み上げソフトに対応させるため、希望する候補者は、PDF/X-1a形式で、枠内（氏名欄、写真欄、政見欄）のみアウトライン化されていないPDFファイルも提出してください。
- ・ ファイル名は「R08県議南郡補選_音声読み上げ用原稿（候補者氏名）.pdf」としてください。

<イメージ：斜線部分は、アウトライン化した箇所>



※ アウトライン化した部分は、音声読み上げされません。写真欄に「写真」の文字が残っている場合は、アウトライン化してください。

(3) 掲載文の事前審査

掲載文及び写真は3月30日(月)までの執務時間内に県委員会事務局へ提出し事前審査を受けてください。事前審査を終えたものについては、立候補の届出の際に改めて提出する必要はありません。

事前審査を受けない場合は、告示日(4月3日(金))の午後5時までに、県委員会へ提出してください。

(4) 選挙公報の印刷

選挙公報には、掲載文の文字、体裁、大きさ等は原文のまま掲載することとされています。

このため、原稿作成時は以下のア～エに御留意ください。

ア 文字にグレーの影をつけたり、グラデーションをかける場合⇒アミ点にする。

イ カット、イラストにグレー、グラデーションをかける場合⇒アミ点にする。

ウ パソコンソフトで作成し、プリントアウトした原稿の場合、グレーやグラデーションの部分をスキャナで取り込めない場合が多いため、専門の業者に原稿作成を依頼するのが確実です。

エ 他の印刷物をコピーしたものを原稿に使用する場合には、鮮明なものを使用してください。不鮮明な原稿は、それなりにしか印刷されません。

(5) 掲載文の修正・撤回

一度申請した掲載文を修正又は撤回しようとする場合は、「選挙公報掲載文修正(撤回)申請書」と「選挙公報掲載文(修正したもの)」を告示日の午後5時までに県委員会に提出してください。

(6) 選挙公報の掲載の順序(公報発行条例4)

選挙公報の掲載順序は、くじにより決定されます。このくじは、告示日の午後5時10分から県委員会事務局で行いますが、候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます。

(7) 掲載文等の返還

掲載文及び写真は返還しません。

(8) 掲載文作成上の留意点

選挙公報掲載文の作成に当たっては、次の事項に注意してください。

ア 原稿用紙・印刷用選挙公報原稿データの使用方法

- (ア) 原稿は、県委員会が交付する原稿用紙（紙で作成する場合）又は印刷用選挙公報原稿データ（電子データで作成する場合）を用いて作成してください。紙で作成する場合、原稿用紙は2枚交付しますが、提出するのは1枚です。
- (イ) 原稿用紙又は印刷用選挙公報原稿データの枠の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるスペースと同じです。
- (ウ) 掲載文は、原稿用紙又は印刷用選挙公報原稿データの枠内（氏名欄及び写真欄を除く。）に記載してください。枠外並びに氏名欄及び写真欄に記載された部分は掲載されませんので注意してください。
- (エ) 氏名欄には候補者の氏名を縦書で記載してください。
候補者の所属党派、生年月日等は、氏名欄の氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいません。なお、氏名欄に政見等は記載しないでください。
- (オ) 原稿用紙の方眼目は、印刷する選挙公報には写りません。方眼の枠は掲載文を記載する場合の便宜のために引いたものですので、特にこれにとらわれる必要はありません。

イ 掲載文の記載方法

- (ア) 選挙人にはあらゆる年代層の方も障がいをお持ちの方もおりますので、選挙公報の掲載文は、わかりやすい表現や文字の大きさと作成して下さるよう、十分御配慮くださるようお願いいたします。
- (イ) 掲載文は、必ず黒色の色素で記載し、色の濃淡のないようにしてください。
- (ウ) 掲載文の字数には、制限はありません。
- (エ) 氏名欄には、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外は使用することができません。
- (オ) 掲載文には、図、イラストレーション及びこれらの類を用いて記載することができますが、それらの部分の合計面積（候補者写真欄の面積は除きます。）は、掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えることはできません。
- (カ) 候補者写真欄以外に、写真を掲載することはできません。
- (キ) あまりに小さい字を記載すると、印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。
- (ク) 掲載文は外枠一杯に記載しないで、上下左右に少し空きをとっていただくと見やすくなります。
- (ケ) ボールペン、鉛筆等の用具は用いないでください。

ウ その他

- (ア) 他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはなりません（公報発行条例3②）。
- (イ) 県委員会は、規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合、記載した

文字が著しく小さい場合、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合等においては、候補者に対して当該文字の記載の修正を求めることがあります。

(ウ) 県委員会は、これらの注意事項に違反した掲載文について修正を求めた場合において、候補者又は代理人がその求めに応じないときは、職権によって修正することがあります。

(エ) 選挙公報の印刷の体裁等については、候補者又は代理人は指定をすることができません。

(オ) 投票を行わないこと（無投票）となった場合、選挙公報は発行されません。

(カ) 原稿用紙を汚損、破損等したため再交付を受けたいときは、県委員会に申し出てください。

(9) 選挙公報の県委員会ホームページへの掲載

有権者に対する啓発、周知活動の一環として、(4)により作成した選挙公報をPDFファイル化し、県委員会ホームページに掲載します。

ア 掲載期間

選挙の告示日後、準備ができ次第掲載し、投票日当日まで掲載します。

イ 留意点

- ・ ホームページアクセス時における画面表示は、選挙公報のページ単位又は全体となる設定とします。
- ・ 選挙公報を県委員会ホームページからダウンロードし、印刷することは可能な設定となっています。
- ・ ホームページに掲載されたデータの改竄や技術的トラブルによる閲覧不能等により選挙の公正を害するおそれがある場合には、ホームページへの掲載を中止することがあります。
- ・ 選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラについては、県委員会ホームページには掲載しません。

ウ 禁止事項

県委員会ホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして、不特定多数の者に頒布することは、法142の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したものとみなされ、法146に抵触するおそれがあります。また、頒布の態様によって、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法142に抵触するおそれがありますので、注意してください。

12 休憩所等の禁止 (法133)

休憩所、その他これに類似する設備（連絡所、湯呑所等）は、選挙運動のために設けることができません。

13 選挙運動ができない者

(1) 選挙事務関係者（法135）

ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができません。

イ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中どこでも選挙運動ができません。

(3) 一般職の公務員（国家公務員法102、地方公務員法36）

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）ができません。

(4) 年齢満18年未満の者（法137の2）

年齢満18年未満の者は選挙運動ができず、また、何人もその者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動ではなく、単なる労務に使用することは差し支えありません。

(5) 選挙犯罪者（法137の3）

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を停止された者は、選挙運動ができません。

14 地位利用による選挙運動の禁止

(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法136の2①）

国若しくは地方公共団体のすべての公務員（一般職、特別職を問いません。）又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、さらに、公庫の役員又は職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行い得るような影響力及び便益を利用することとされており、推薦状に単に職名を通常の方法で記載しただけでは、直ちに地位利用による選挙運動とはいえません。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止（法136の2②）

公務員等である者は、その地位を利用して候補者や候補者となろうとする者を推薦し、支持し又は反対したりする目的で、選挙運動に類似した行為をすることが禁じられています。したがって、公務員等がその地位を利用して、関係団体等に対し特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体の構成員になるよう勧誘したり、投票の割当てを指示したりする等の行為は、すべてできないこととなります。

(3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137）

学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員は、その地位に伴って有する園児、児童、生徒又は学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。ここにいう学校とは、その公、私立を問いませんが、各

種学校は含まれないので、各種学校の教員等は、公務員でない限り選挙運動はできることとなります。

15 戸別訪問の禁止 (法138)

何人も、投票を依頼したり、又は投票を得させないよう依頼するために戸別に訪問することはできません。また、いかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。ただし、個々面接は禁止されていませんので、個々に選挙人に会った場合に挨拶する行為は、戸別訪問に該当しない限り差し支えありません。

16 署名運動の禁止 (法138の2)

何人も、選挙に関し、投票を得又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることができません。

17 飲食物の提供の禁止 (法139)

何人も選挙運動に関して飲食物を提供することは、どんな名目であっても禁止されていますが、次に掲げる場合は認められます。

- (1) 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられるお茶うけ程度の菓子を提供すること。
- (2) 選挙運動員及び労務者に対し、選挙事務所で食事をするため又は携行するために弁当を提供すること。

ただし、提供できる弁当の数は、候補者1人につき、1日15人分(1日3食として45食分)に選挙期日の告示日から選挙の期日の前日までの期間の日数(9日)を乗じて得た数分(45食×9=405食)の範囲内でなければなりません。

この場合の弁当は、1食について1,500円以内、1日について4,500円以内の弁当料でなければなりません。また、当然選挙運動のための支出ですから、選挙運動費用に算入されます(法197の2)。

18 氣勢を張る行為の禁止 (法140)

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすることはできません。

19 連呼行為の禁止 (法140の2)

短時間に一定の文句を連続反復して呼称する、いわゆる連呼行為は、演説会場及び街頭演説(映画の幕間、工場の休憩時間等を利用する単なる演説等を含む。)の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず連呼行為のみに終始することは許されません。

また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車

及び船舶の上において連呼行為ができます。しかし、この場合に連呼行為のできる者は、乗車（船）用腕章を着けた者に限られ、街頭演説の場合は、街頭演説用腕章（乗車船用腕章を含む。）を着けた者に限られます。

なお、選挙運動のための連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所、その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければなりません。

※ 近年、連呼に関する苦情（ドライブスルーの注文が聞き取れないなど）が増加しております。連呼をする場所や選挙運動用自動車が行く場所に依りて拡声機の音量を調整するなど、御配慮くださるようお願いいたします。

20 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法146）

- (1) 何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。
- (2) 選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類する挨拶状を候補者の選挙区内に頒布したり掲示したりすることは、禁止を免れる行為とみなされて処罰されることとなります。

21 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法148の2）

- (1) 何人も、当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。
- (2) 新聞紙又は雑誌の編集、その他経営を担当する者は、前記(1)の供与、饗応接待を受け、若しくは要求し、又は前記(1)の申込みを承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。
- (3) 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し、又は掲載させることができません。

22 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

何人も選挙期日後に当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることはできません。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並び

にインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。

- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等の氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

第5 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

1 収入、寄附及び支出の定義 (法179)

(1) 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいうものとされています。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうものとされています。

なお、政治資金規正法第21条の規定により、会社等は政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることが禁止されており、政治家個人に対しては、選挙運動に関する寄附も、金銭等によらない政治活動に関する寄附も禁止されます。

(3) 支出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいうものとされています。

※ 金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされています。

2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者

(1) 出納責任者の選任及び届出 (法180)

ア 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（以下「出納責任者」といいます。）1人を選任しなければなりません。

ただし、候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます。

なお、出納責任者は選挙運動において重要な地位を占める者であることから、法令で選挙運動が禁止されている者を選任することはできません。また、その性

格から、報酬を支給することができる選挙運動のために使用する事務員に該当しないので、報酬を支給することはできません。

イ 出納責任者を選任した者（自ら出納責任者となった者を含みます。）は、直ちに
出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名
を文書で県委員会に届け出なければなりません。

ウ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、前記イの届出には、その選任につ
き候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が出納責任者を選任した
場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証す
べき書面）を添えなければなりません。

（２）出納責任者の異動（法１８２）

出納責任者に異動があったときは、出納責任者を選任した者は、その異動事項を、
解任又は辞任による異動に関するものについては解任等の通知書を添えて、県委員
会に届け出なければなりません。

（３）出納責任者の職務代行者（法１８３）

ア 候補者が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった
場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、候
補者が代わってその職務を行うこととされています。

イ 推薦届出者が出納責任者を選出した場合において、出納責任者に事故があるとき
又は出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が代わってその職務を行い、
当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わっ
て出納責任者の職務を行うこととなります。

ウ 上記により出納責任者に代わってその職務を行う者は、上記（１）イ及びウの
例により届け出なければなりません。

（４）出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法１８４）

出納責任者及び同職務代行者の届出並びに異動の届出をした後でなければ、候補
者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わ
ず、候補者のために寄附を受け、又は支出することはできません。

（５）会計帳簿の備付け及び記載（法１８５）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

イ 前記アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財
産上の利益については、時価に見積もった金額）及び年月日

ウ 選挙運動に関するすべての支出

エ 前記ウの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年
月日

（６）出納責任者の支出権限（法１８７）

立候補準備のために要する支出及び電話及びインターネット等による選挙運動に
要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすること

ができません。

(7) 領収書等の徴収 (法188)

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(8) 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出 (法189)

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書をそれぞれ次に掲げる期間内に県委員会に提出しなければなりません。

ア 1回目の報告書は、寄附及びその他の収入並びに支出を精算し、選挙期日から15日以内(4月27日(月)まで)

イ 前記アの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内

また、収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないこととされており、県委員会が交付する収支報告書の様式には、当該文書をあらかじめ記載しています。

(9) 帳簿及び書類の保存 (法191)

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間、保存しなければなりません。

(10) 収支報告書の公表、保存及び閲覧 (法192)

ア 県委員会は、出納責任者から収支報告書の提出があったときは、その要旨を公表することになっています。

イ 県委員会は、当該報告書を受理したときは、受理した日から3年間、保存することになっています。

ウ 何人も、前記イの期間内において、県委員会に対して、報告書の閲覧を請求することができます。

3 選挙運動に関する支出金額の制限 (法194、令127)

(1) 候補者1人につき支出できる選挙運動費用の最高額は、次の算式により算出されます。今回の選挙における法定制限額は、立候補届出の際に通知します。

$$\text{人数割額(83円)} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{選挙期日の告示日において選挙人} \\ \text{名簿に登録されている者の総数} \end{array} \right)}{\text{当該選挙区内の議員定数}} + \text{固定額(390万円)} = \text{法定制限額}$$

なお、100円未満の端数は100円として算出されます。

(参考) 令和8年1月26日現在の選挙人名簿登録者数による算出額

$$83\text{円} \times 18,331\text{人}/1\text{人} + 3,900,000\text{円} = 5,421,473 \Rightarrow 5,421,500\text{円}$$

(2) 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲 (法197)

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないので、これらを選挙運動費用に算入する必要はありません(収支報告書に記載する必要はありません)。

ア 供託金

イ 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

エ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

オ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

カ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

キ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

ク 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

4 選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の支給

(1) 実費弁償又は報酬を支給できる者 (法197の2)

実費弁償は、選挙運動に従事する者及び労務者に対し支給することができ、報酬は、労務者、県委員会に届け出た選挙運動のために使用する事務員、専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者(車上運動員)、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に対して支給することができます。

(2) 選挙運動に従事する者及び労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の最高額 (法197の2②、令129、規程138)

ア 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の最高額

(ア) 鉄道賃：鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(イ) 船賃：水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(ウ) 航空賃：航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(エ) 車賃：陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について路程に応じた実費額

(オ) 宿泊料：1夜につき23,000円(食事料2食分を含む。)

(カ) 弁当料：1食につき1,500円、1日につき4,500円

(キ) 茶菓代：1日につき1,000円

イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる報酬の最高額

(ア) 基本日額：10,000円

(イ) 超過勤務手当：1日につき基本日額の5割

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額

(ア) 鉄道賃、船賃及び車賃：上記アの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)に掲げる額

(イ) 宿泊料：1夜につき20,000円(食事料を除く。)

エ 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる報酬の最高額

次の(ア)から(エ)に掲げる選挙運動に従事する者については、県委員会に届け出た者(選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの期間を通じて、60人まで異なる者を届け出ることができます。)の中から合計で、1日について12人までの者に対して次に掲げる額の報酬を支給することができます。(超過勤務手当は支給することができません。)

これらの者に報酬を支給するためには、それらの者を使用する前に、必ず、文書「(報酬を支給する選挙運動のために使用する者の)届出書」で、県委員会に届け出なければなりません。同文書を郵便で差し出す場合においては、引き受け時刻証明の取扱いを受けていれば、そのときに届出をしたこととなります。また、報酬を支給する者を変更する際も、同様に、変更後の者を使用する前に、必ず、県委員会に届け出なければなりません。

なお、県委員会に届出をせずに以下の者に報酬を支給すると買収の推定を受けることとなりますので、御注意ください。

(ア) 選挙運動のために使用する事務員	日額	15,000円
(イ) 車上運動員	日額	20,000円
(ウ) 専ら手話通訳のために使用する者	日額	20,000円
(エ) 専ら要約筆記のために使用する者	日額	20,000円

5 後援団体に関する寄附等の禁止 (法199の2・199の5)

※ 今回の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙については、寄附等の禁止期間は、県委員会が選挙事由が発生した旨を告示した日(令和8年2月25日)の翌日から、選挙期日(4月12日)までとなります。

(1) 後援団体の寄附の禁止

後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をすること及び当該後援団体はその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び令和8年2月26日から4月12日までの間にされるものを除く。)をすることは認められています。

(2) 後援団体の総会等又は後援団体が行う見学、旅行等における饗応接待又は金銭若しくは記念品等の供与の禁止

何人も、後援団体の総会その他の集会(後援団体を結成するための集会を含

む。)又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、令和8年2月26日から4月12日までの間は、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することはできません。

(3) 公職の候補者の後援団体に対する寄附の禁止

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)は、法199の2①の規定にかかわらず、令和8年2月26日から4月12日までの間は、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に係る後援団体(政治資金規正法第19条第2項の規定による届出がされた政治団体(資金管理団体)を除く。)に対し、寄附をすることはできません。